

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和4年8月26日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府舞鶴市字余部下1190番地		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 海上自衛隊舞鶴地方総監 下 淳 市					
主たる業種	国の行政機関				細分類番号	9   7   3   1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	老朽設備の更新、省エネ対策の徹底等により、省エネ目標を達成していく。						
計画を推進するための体制	管理部長を委員長とする省エネ推進委員会を実施し、燃料、電気等の使用実績を共有した上で、どのような省エネ対策を行うか等を検討する。また節電について継続的に周知を行う。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29～1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,716.3 トン	3,517.7 トン	3,576.9 トン		30.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,192.7 トン	3,517.7 トン	3,576.9 トン		11.1 パーセント	
	実績に対する自己評価	令和3年度の温室効果ガスの排出目標は、3,491.2トン以下であり、達成に向けて、照明のLED化、老朽設備の更新、ボイラーの暖房開始温度の見直し等を行ったが、厳冬に加え、新型コロナウイルス感染症対策の換気に伴う冷暖房効率の低下等の影響もあり、目標は達成できなかった。そのため、新たな取組として、乾燥室に除湿器を設置して、乾燥効率を高める工夫をしている。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (建物延床面積×1/100㎡)	6.27	8.12	8.26		30.62 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
		実績に対する自己評価	基準年度から建物延床面積が同一であるため、温室効果ガスの排出の量における実績に対する自己評価と同じく、目標は達成できなかった。				
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考	
		93.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	節電等の省エネ対策を行うとともに、空調及び照明設備の更新を行なった。また、冬期の暖房開始温度の調整を行った。					
	(3)年度	節電等の省エネ対策を行うとともに、空調及び照明設備の更新を行なった。また、令和2年度に引き続き冬期の暖房開始温度の調整を行った。					
	(4)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	環境面のみならず健康面からも自動車の使用を控えることの意義を教育し、各人が自発的に車の使用を控えるように努めた。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	遠距離通勤の隊員もおり、一概に控えさせることは困難であった。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの						
	地域産木材の利用によるもの						
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの						
	グリーン電力証書等の購入によるもの						
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの						
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	節電等の省エネ対策を行うとともに、老朽設備の更新、令和2年度から引き続き冬期の暖房開始温度の調整等を行うことで、二酸化炭素排出量の削減に努めている。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。